

## 2 平成19年3月5日付け監査委員告示第2号公表分

### (1) 三重短期大学

|       |  |
|-------|--|
| 監査の結果 | 出張命令で処理すべきものが、外出簿で処理されていたので、適正に処理するよう指導した。 |
| 措置の内容 | 出張命令による処理を行った。                             |

### (2) 久居総合支所

#### ア 建設維持課（建設課（当時））

|       |   |
|-------|---|
| 監査の結果 | 旧久居市営住宅に係る駐車場使用料の滞納については、市営住宅課と連携を図り、早期回収に努められたい。               |
| 措置の内容 | 当該使用料は、平成19年度に1件12,000円が納付され、その後、滞納者への納付催告のほか、連帯保証人に納付交渉を行っている。 |

### (3) 河芸総合支所

#### ア 産業環境課（産業建設課（当時））

|       |  |
|-------|--|
| 監査の結果 | 生産者団体等に対する各補助金及び交付金について、補助金交付の目的及び趣旨並びに補助金交付先団体の活動及び収支の実態等諸般の事情を総合的に考慮の上、その必要性及び妥当性についての評価の充実を図られたい。 |
| 措置の内容 | 各補助事業は所期の目的が達成されたものとして、産直直売所及び青空市に係る補助事業は平成19年度をもって、生活改善グループの活動に係る補助事業は平成20年度をもって廃止した。               |

### (4) 美里総合支所

#### ア 総務課（教育委員会 美里事務所（当時））

|       |  |
|-------|--|
| 監査の結果 | 美里文化センターの使用料徴収事務において、重複して徴収されていた事案が見受けられたので、今後、注意されたい。 |
| 措置の内容 | 重複した調定について、取消しの処理を行った。                                 |

### (5) 安濃総合支所

#### ア 産業環境課（産業建設課（当時））

|       |  |
|-------|--|
| 監査の結果 | 特定農地貸付事業として、本市が第三者から賃借している土地を農業者以外の住民に貸付けし、使用料（歳入科目）を徴収しているが、転貸借地の貸付けであることから、歳入科目としては雑入が妥当であると思われるので、見直しを検討された |
|-------|--|

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
|       | い。                              |
| 措置の内容 | 平成19年9月12日に歳入科目を使用料から雑入に更正処理した。 |

(6) 白山総合支所

ア 総務課

|       |   |
|-------|---|
| 監査の結果 | 土地台帳において、一部、合筆や処分などの異動が反映されていなかったため、平成18年11月に台帳整理されたところであるが、一部財産において行政財産と普通財産の分類誤りが見受けられたので、今後は、注意されたい。 |
| 措置の内容 | 行政財産と普通財産の分類誤りについて、現地調査等を実施した上、是正した。  |

イ 総務課 (生活環境課 (当時))

|       |  |
|-------|--|
| 監査の結果 | 隣保館施設内の自動販売機の設置については、同施設の用途を妨げないものとして使用を認めているものと解されるが、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づく所定の手続きが行われていないので、必要な措置を講じられたい。 |
| 措置の内容 | 平成19年4月1日付けで、行政財産の使用許可を行った。  |